



みくには

ハートに愛

みくに便り

残暑お見舞い申し上げます。60周年事業に際し弊所への貴重なご意見ご要望を頂き感謝申し上げます。みくに便りのメール配信希望を多数いただきました。ご希望の皆様には末尾の申込書をお送りさせていただきますようお願い致します



2026年8月1日発行

連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号

電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393

URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コラム（バックナンバー）や各種セミナーのご案内を随時発信しています。

I 2026年度 最低賃金引き上げ目安を公表 10月に大幅増額へ

中央最低賃金審議会が2026年度の引き上げ目安を答申しました。実際の金額は今後、各地方最低賃金審議会での審議を経て正式決定されます。

項目	内容
目安の公表	2026年7月28日 中央最低賃金審議会が2026年度の引き上げ目安を答申
全国加重平均目安	1,176円（現行1,121円から+55円、引上げ率4.9%）
各県引き上げ目安	Aランク54円、B・Cランク56円、詳細は厚生労働省HPをご参照ください
今後の流れ	8月下旬～9月頃に各地方最低賃金審議会での審議・答申 → 異議申立て期間 → 例年10月頃に発効

II 熱中症対策の義務化 罰則付きの安全配慮義務、今一度ご確認を

2025年6月の改正労働安全衛生規則により、一定の暑熱環境での作業について、企業に熱中症対策が罰則付きで義務付けられています。猛暑が続く今の時期こそ、体制の再点検をお勧めします。

項目	内容
施行日	2025年6月1日（改正労働安全衛生規則）
対象となる作業	WBGT28℃以上または気温31℃以上の環境で、連続1時間以上、または1日4時間を超えて行う作業
事業者の義務	①早期発見・報告体制の整備 熱中症の自覚症状がある作業員や熱中症の自覚症状がある作業員を見つけた者がその旨を報告する為の体制整備と関係作業員への周知 ②緊急時の対応手順の策定・周知 事業場の緊急連絡網作成、緊急搬送先の連絡先及び住所等の周知 ③労働者への周知・教育 作業離脱・身体冷却・重篤化を防止する為に必要な措置の実施手順の作成及び関係者への周知
罰則	違反した場合6か月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金（両罰規定により法人は50万円以下の罰金）

▶ 実務対応のポイント／ご相談はお気軽に

- ・最低賃金：正式な答申は例年8月末～9月頃、発効は10月頃が見込まれます。パート・アルバイトを含む全従業員の時給・月給を今のうちに確認し、賃金改定や業務改善助成金等の活用をご検討ください。
- ・熱中症対策：屋外作業や高温多湿な環境で働く従業員がいる企業様は、報告体制・緊急時対応手順の整備状況をご確認ください。

Q 「106 万円の壁」が撤廃されると聞きました。従業員 30 人ほどの当社にもすぐ影響があるのでしょうか。対象となるパート従業員にはどう説明すればよいですか。また、7 月号で掲載されていた「130 万円の壁」とは違うのですか。

A いいえ、貴社への影響はすぐには生じません。加入対象となる「企業規模要件」（現行：常時 51 人超）は今回の改正では変わらないためです。2027 年 10 月から段階的に引き下げられ、2035 年 10 月には規模要件そのものが撤廃される予定ですので、将来的には規模を問わず対象となる点を踏まえ、今のうちから週 20 時間以上働く従業員の把握を進めておくとう安心です。

対象企業様で扶養内のパート従業員に説明する際は、「収入額にかかわらず、週 20 時間以上の所定労働時間があれば加入対象になる」という点を明確にお伝えください。保険料負担は増えますが、将来の厚生年金の増額や、病気・けがで休業した際の傷病手当金、産休中の出産手当金を受け取れるようになるといったメリットもあわせて説明すると、不安の軽減につながります。

「130 万円の壁」とは別の制度ですのでご注意ください。「106 万円の壁」はご本人が社会保険に加入する義務があるかどうかの基準であるのに対し、「130 万円の壁」は配偶者等の扶養に入れるかどうかの認定基準です。106 万円の壁（賃金要件）が撤廃されても、130 万円の壁（被扶養者認定基準）は別途存続します。

項 目	内 容
施行日	2026 年 10 月 1 日
撤廃されるもの	賃金要件（月額 8.8 万円以上／年収 106 万円相当）
新しい加入基準	週 20 時間以上の所定労働時間 （雇用期間 2 か月超、学生でないこと等の要件は継続）
対象企業	引き続き常時 51 人超の企業が対象 （企業規模要件は今回変更なし、2027 年 10 月以降に段階的縮小）

みくに便りメール配信申込書

※ご希望の際は下記どちらかに☑を付けて、FAX またはメールにてご返送下さい。

- ☐ メールのみ（FAX 不要）
☐ メールと FAX（FAX も必要）

FAX:027-224-4393 mail アドレス: office@e-392.com

事業所名	
送信先氏名	
送信先 メールアドレス	